

2025年度（令和7年度） 藤沢市愛の輪福祉基金補助金交付要領

募集期間 2025年（令和7年）4月 1日（火）から
2025年（令和7年）5月30日（金）まで

藤沢市愛の輪福祉基金補助金は、社会福祉の増進を図るためのボランティア活動や障がいのある方などの社会参加活動などを支援するためのものです。

藤沢市 福祉部 福祉総務課

1. 愛の輪福祉基金補助金の趣旨

藤沢市では、「藤沢型地域包括ケアシステム」として、子どもから高齢者、障がい者、生活困窮者等、誰もが住み慣れた地域で、その人らしく安心して暮らし続けることができるよう、13地区ごとの地域特性を活かし、市民や地域で活動する団体、関係機関等と連携した「支えあいの地域づくり」を進めています。

この取組を通じ、地域共生社会の実現を目指すため、愛の輪福祉基金を活用し、市民が主体となった支えあいの地域づくり活動を支援しています。

2. 申請対象となる団体

次の（１）及び（２）で定める要件を満たす団体が申請できます。

（１）次のア～ウまでのすべてに該当する任意団体又は特定非営利活動法人

ア．団体の設立目的、組織、代表者などに関する定めを有し、活動について明文化した会則などを備え、福祉活動を行うことが明示されている非営利団体であること。

イ．藤沢市内に活動拠点を有しており、主として藤沢市民に向けた福祉活動を行っていること。

ウ．藤沢市民が３人以上含まれて構成されている団体等で、かつ申請事業に直接従事する者が３人以上いること。

（２）上記（１）の要件を満たす団体のうち、次のア～ウまでのすべてに該当しないことを条件とします。

ア．暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年５月１５日法律第７７号）に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体

イ．政治活動や宗教上の教義を広める活動を主たる目的とする団体

ウ．公序良俗に反する団体

3. 申請対象となる事業

申請対象となる事業は、藤沢市内を中心に公益的な市民活動を行う団体や障がい者団体をはじめとする当事者団体などが行う、地域での支えあいの活動や自助的な活動などを対象とし、次の（１）及び（２）に掲げる事業に該当するものとします。

（１）施設整備等事業

愛の輪福祉基金補助金の対象となる事業の拠点施設を整備する費用に対して助成を行います。

この事業を申請できる団体は、「（２）団体活動事業」で定めるいずれかの補助を受けることを条件とします。

なお、次に掲げる「ア．施設改修」及び「イ．備品購入及び広報活動」については重複申請を可能としますが、交付を受けた団体は、その翌年度の４月１日から起算して５年間は、同一補助区分の申請をすることができません。

また、補助金交付決定前に着手することはできません。

ア．施設改修

団体が所有している、又は賃貸借契約を結んでいる施設についてのバリアフリー化や内装工事などの改修・修繕事業に対して助成を行います。ただし、団体が賃貸借契約を結んでいる施設については、所有者からの承諾を得ていることを条件とします。

イ．備品購入及び広報活動

愛の輪福祉基金補助金を申請する活動に必要と認められる家具、什器、機器等の整備事業及び活動の周知事業などに対して助成を行います。

なお、物品の購入については店舗で購入するものに限るものとします。

(2) 団体活動事業

藤沢市内に活動拠点を持している当事者団体及びボランティア団体などが実施するボランティア活動や、ふれあい・支えあいの地域づくり活動を対象とします。

対象となる活動は、次のいずれかに該当する事業とします。

※補助上限内であれば、複数の補助区分の事業を申請できます。

ア．社会参加促進・地域交流活動事業

心身の障がいや疾病などにより生活に何らかの困難を抱えた方や、福祉的配慮を必要とする方を対象とする社会参加の促進や地域交流活動事業、また、支えあいの地域づくりを推進するための市民啓発やボランティア育成などの事業に対して助成します。

主に継続的な活動ではないイベント的、又は単発的な事業の他、当事者会が定期的に行う勉強会や講習会などが対象となります。

イ．地域課題の解決・改善事業

子どもや高齢者、障がいや疾病がある方、また福祉的配慮を必要とする方が、問題を解決し、地域社会の一員として心豊かに生活を送れるよう地域共生社会の実現に向けて行われる事業に対して助成します。

対象となる事業としては、主に次の①から④のいずれかの趣旨に該当する事業及びそれに準ずる事業で、藤沢市の福祉の推進に寄与するものとします。

①生活支援事業

日常生活を送るにあたり、困難な課題や問題を抱えている方への支援にかかる事業

②ボランティアコーディネート事業

ボランティア団体同士の連携（連絡協議会の運営なども含む）や、ボランティアを必要としている方及び活動への参加を希望している方に対して、支援団体を紹介する事業

多様な団体が行うボランティア活動を効率的かつ効果的に周知する事業

③自立支援等活動事業

障がいなどが原因で、日常生活に問題や不安を抱えている方が、自立した生活を送れるよう支援する事業

④居場所づくり事業

日常に悩みや不安を抱えている方、また地域住民が自由に集え、交流できる居場所を運営する事業

気軽に参加でき、自由な時間を過ごすことができる居場所を提供する事業が対象となり、次のすべての事項に該当するものとします。

(ア) 居場所の利用については無料とすること。

- (イ) 居場所の開設時間は1回に2時間以上確保し、開設時間内には見守りなどに従事する担当者が常駐すること。
- (ウ) 食事や飲み物などを利用者の求めに応じて提供する場合、適正価格で販売すること。なお、コミュニティカフェなどの事業を実施している場合、利用者がカフェなどで飲食物等を購入しなくても居場所として無料で利用できること。
- (エ) イベントや講座を実施する際に発生する費用を利用者に請求する場合は、実費の範囲内とすること。
- (オ) 賛助的な会費を集め自己資金として事業に充当することも可能としますが、会費の支払いを利用の条件とはせず、会費を支払っていない人も自由に利用できること。

ウ. その他市長が認める福祉事業

上記ア及びイのいずれかにも該当しないが、愛の輪福祉基金補助金対象事業と同等の意義が認められる事業

ただし、次の場合は、補助金交付を受けることができませんので、ご承知おきください。

- (1) 当該補助金を受けなくても団体の自己資金や前年度事業の繰越金などで対象事業を実施することができる場合
- (2) 利用者を他の収益事業などに誘導する行為がある場合
- (3) 対象事業において、他の補助金制度を利用している、又は、今後利用する予定がある場合
- (4) 対象事業が、営利、宗教及び政治活動を目的としている場合
- (5) 対象事業が、申請年度内に実施されない場合

4. 補助金の交付額など

- (1) 補助金全体の交付額は予算の範囲内とします。
- (2) 補助額に千円未満の端数が生じた際は、切り捨てるものとします。
- (3) 補助対象となる経費については別表1に定めるとおりとします。
- (4) 補助対象事業の補助区分については、別表2に定めるとおりとします。
- (5) 各補助区分の補助割合及び補助上限額は別表3に定めるとおりとします。

なお、団体の自己資金は、会費や寄附金、参加費の他、事業収入や繰越金など、愛の輪福祉基金補助金以外で団体が調達した資金全般とします。

- (6) 1団体当たりの「3. (2) 団体活動事業」に該当する事業への補助金交付額の上限は30万円までとし、「3. (1) 施設整備等事業」の交付額は別表3に定める補助上限額までとします。

5. 申請手続きについて

次の書類を、期日までにご提出ください。

- (1) 愛の輪福祉基金補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 愛の輪福祉基金補助金事業計画書（第2号様式）
- (3) 暴力団排除に関する誓約書（第3号様式）
- (4) 収支予算書（第4号様式）※事業毎に作成すること

(5) その他、市長が必要と認める書類（別表4）

6. 事業内容の変更の手続きについて

事業内容に変更が生じた際は、愛の輪福祉基金補助金事業計画変更承認申請書（第6号様式）をすみやかにご提出ください。

7. 事業完了後の手続きについて

申請しているすべての事業が完了した日から起算して1週間以内に次の書類をご提出ください。

- (1) 愛の輪福祉基金補助金事業完了届兼実績報告書（第8号様式）
- (2) 収支決算書（第9号様式）※事業毎に作成すること
- (3) 領収書などの支払実績を確認できる資料
- (4) 愛の輪福祉基金補助金事業実施結果報告書（第10号様式）

8. 各種書類の提出先

藤沢市社会福祉協議会（藤沢市役所 分庁舎1階）

9. 補助金の請求及び交付時期について

補助金の交付は、事業の完了後に行います。

藤沢市から愛の輪福祉基金補助金確定通知書が届きましたら、次の書類をご提出ください。

- (1) 請求書
- (2) 委任状※申請者と補助金を受け取る方が異なる際にご提出ください

別表 1

事業区分	補助対象経費	内容
(1) 施設整備等事業 ア. 施設改修	バリアフリー化などの施設の改修・修繕などにかかる経費	スロープ、手すりの設置・滑り止めのある床への張替え、洋式トイレへの変更など
イ. 備品購入及び広報活動	備品の購入に要する経費	机、椅子、戸棚等、長期に渡り使用できるものの購入に要する経費
	活動の周知に要する経費	ホームページの開設・更新にかかる費用 (ソフト購入費を含む) ポスター、チラシなど事業の周知にかかる費用(会報誌は対象外)
(2) 団体活動事業	ボランティア交通費	ボランティア活動に係る交通費
	講師謝礼	研修などの講師に要する経費 (内部講師は対象外)
	通信費	固定・携帯電話、郵送など連絡や通信に要する経費(事業のために契約したものに限る)
	消耗品費	事務用品などの購入に要する経費
	印刷製本費	資料の印刷、製本などにかかる経費
	教材費	教科書などの購入にかかる経費
	保険料※1	傷害保険など、事業で必要となる保険に加入する経費 (申請事業に関するものに限る)
	施設利用料	他の施設を利用して活動を行う場合の施設利用などに要する経費
	活動材料費	事業を実施するにあたって必要となる経費 (給食事業の食材費など)
	その他の経費	その他、事業運営に必要な経費のうち、市長が認めるもの

対象外：飲食費、記念品代、景品代、会報誌、宿泊費、内部講師に支払う謝礼、領収書などにより
支払い実態の確認ができない経費

※1 ボランティア保険は対象外

愛の輪福祉基金補助金の対象となる事業に対してのみの保険(1日のみ等)であれば対象

別表 2

事業区分	補助区分	
(1) 施設整備等事業	(1) -ア 施設改修 バリアフリー化や内装工事等の施設の改修・修繕	
	(1) -イ 備品購入及び広報活動 家具、什器、機器、その他の物品購入及び活動の周知	
(2) 団体活動事業	(2) -ア 社会参加促進・地域交流活動事業 福祉的配慮を必要とする方などを対象とする社会参加の促進や地域交流活動、また、支えあいの地域づくりを推進するための市民啓発やボランティア育成などの事業 主に年間を通じた日々の活動ではなく、イベント的又は、単発的な事業のほか、当事者会が定期的に行う勉強会や講習会などを対象とする。	
	(2) -イ 地域課題の解決・改善 事業	(2) -イ-① 生活支援事業 日常生活を送るにあたり、困難な課題や問題を抱えている方への支援事業
		(2) -イ-② ボランティアコーディネート事業 ボランティア団体同士の連携や、ボランティアを必要としている方及び活動への参加を希望している方に対して、該当する活動を行う団体を紹介する事業
		(2) -イ-③ 自立支援等活動事業 障がい等が原因で、日常生活に問題や不安を抱えている方が、自立した生活を送れるよう支援する事業
		(2) -イ-④ 居場所づくり事業 日常に悩みや不安を抱えている方や地域住民が自由に集え、交流できる居場所を運営する事業
	(2) -ウ その他市長が認める福祉事業 上記(2) -ア及びイのいずれかにも該当しないが、同等の意義が認められる事業	

別表 3

対象事業	補助割合	補助上限額
(1) -ア 施設改修	全体工事費 × 補助率	20万円
(1) -イ 備品購入及び広報活動	購入費 × 補助率	10万円
(2) -ア 社会参加促進・地域交流活動事業	I. 補助対象経費の合計 × 補助率 II. 総事業費 - 自己資金 I. IIのうち、金額の低い方	20万円
(2) -イ-①～③ 地域課題の解決・改善事業	I. 補助対象経費の合計 × 補助率 II. 総事業費 - 自己資金 I. IIのうち、金額の低い方	30万円
	(2) -イ-①のうち 給食・配食を行う場合 (年8回以上を対象とする) 1. 食材費(1食450円を限度)に食数を乗じた額 ※1食当たりの金額が450円未満の時は1円単位まで対象 II. その他の経費 ※算出方法 ア. 補助対象経費(食材費を除く) × 補助率 イ. 総事業費 - 自己資金 ア・イのうち、金額の低い方 IとIIの合計	
(2) -イ-④ 居場所づくり事業	年間運営回数が12日～47日(月1～3回程度) 補助対象経費を補助	5万円
	年間運営回数が48日～83日(月4～6回程度) 補助対象経費を補助	7万円
	年間運営回数が84日以上(月7回程度) 補助対象経費を補助	12万円
(2) -ウ その他市長が認める福祉事業	I. 対象となる経費の合計 × 補助率 II. 総事業費 - 自己資金 I. IIのうち、金額の低い方	10万円

※補助率は法人が1/2、任意団体が4/5とします

別表 4

《共通書類》

全事業区分に 共通する提出書類	1 団体規約 2 前年度決算のわかるもの（総会資料でも可） 3 会員名簿（総会資料でも可）
--------------------	---

《個別書類》

事業区分	申請時提出書類（その他必要書類）
（１）施設整備等事業 ア．施設改修	1 工事見積書 2 配置図・平面図 3 土地所有者の承諾書
イ．備品購入及び広報活動	1 見積書 2 備品のパンフレット又は写真など
（２）－ウ その他市長が認める福祉事業	市長が必要と認める資料

※事業区分「（２）－ア 社会参加促進・地域交流事業」「（２）－イ 地域課題の解決・改善事業」については共通書類のみ